

和牛の血統矛盾が相次いで確認されています！

最近、宮城県をはじめとし、沖縄県及び山口県においても、和牛の血統矛盾が相次いで確認されています。和牛は、我が国固有の財産であり、この信頼を損ねる事案が多発している状況です。

1 和牛の血統矛盾を把握した場合は、速やかに当所に御連絡をお願いします。

2 発行された授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な保管・管理をお願いします。

家畜人工授精師又は獣医師から発行された授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書に記載された内容を確認するとともに、発行された授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の保管・管理をお願いします。

3 家畜改良増殖法等の遵守の徹底をお願いします。

和牛精液等の管理における注意点（畜産経営者向け）

和牛精液等の利用は自らの雌畜にのみ行っていますか？

・家畜人工授精所の開設をしていない畜産経営者は、精液等を保管することが認められていません。

※自家利用の場合は例外です。

ポイント1

自家利用のための和牛精液等を、他者へ販売・譲渡しないでください。

ポイント2

他者へ譲渡するなどが想定される場合は、家畜人工授精所の開設許可を申請してください。

なお、受精卵の流通管理についても、精液と同等の扱いです。